

# 北上市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営条例等の一部改正について

令和4年11月14日 議会全員協議会資料  
企画部総務課(選挙管理委員会事務局)



## 1 改正の概要

公職選挙法施行令の一部改正（施行日：令和4年4月6日）により、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額単価が引き上げられたことから、市長選・市議選についても国と同様に引き上げようとするもの。

## 2 公職選挙法施行令の改正内容

以下の公営費の限度額単価を引き上げる

### ○自動車使用公営費（1日単価）

|             | 改正単価           | 現行単価    |
|-------------|----------------|---------|
| 自動車<br>借り入れ | <u>16,100円</u> | 15,800円 |
| 燃料供給        | <u>7,700円</u>  | 7,560円  |

選挙運動期間中のみ適用  
運転手雇用(12,500円)、ハイヤー契約による借り入れ(64,500円)は改正なし

### ○ビラ作成公営費（1枚単価）

|              | 改正単価         | 現行単価  |
|--------------|--------------|-------|
| 5万枚以下<br>の場合 | <u>7円73銭</u> | 7円51銭 |

公職選挙法によるビラ頒布の枚数限度は  
市長:16,000枚 市議:4,000枚  
(候補者1名につき)

### ○ポスター作成公営費（1枚単価）

|         |                           | 改正単価            | 現行単価     |
|---------|---------------------------|-----------------|----------|
| 印刷<br>費 | ポスター掲示場<br>数が500以下の<br>場合 | <u>541円31銭</u>  | 525円06銭  |
| 企画費     |                           | <u>316,250円</u> | 310,500円 |

限度額単価  
=(企画費+印刷費×ポスター掲示場の数)÷ポスター掲示場の数

## 3 条例等の改正内容

- 公営条例で定めている限度額単価を施行令と同額に引き上げる。（現行の条例も施行令と同額）
- 公営規程の様式を一部改正（備考欄記載の限度額単価を削除）する。

## 4 候補者1人あたりの限度額（改正する公営費のみ記載）

- 自動車使用費【市長選・市議選】 自動車借上げ：16,100円×7日=112,700円 燃料供給：7,700円×7日=53,900円
- ビラ作成費 【市長選】 7.73円×16,000枚=123,680円 【市議選】 7.73円×4,000枚=30,920円
- ポスター作成費 【市長選・市議選】（北上市のポスター掲示場の数：354箇所（R4参院選））  
単価=(316,250円+541.31円×354箇所)÷354箇所=1,435円 → 1,435円×354枚=507,990円

## 5 他市等の状況（条例）

岩手県：令和4年7月改正  
盛岡市・奥州市・一関市：令和4年6月改正  
花巻市：未定

## 6 今後のスケジュール

令和4年11月 議会全員協議会、庁議  
12月 条例改正を12月通常会議に提出  
令和5年1月 規程改正を選挙管理委員会に付議  
2月1日 施行